

令和8年度 那覇・南風原クリーンセンター 物品（キレート剤）購入契約仕様書

- 1 件 名 令和8年度 那覇・南風原クリーンセンター物品（キレート剤）購入契約
- 2 品 名 有機系重金属固定化剤（液体キレート）
- 3 規格品質 飛灰中の重金属と反応し安定なキレート錯体を生成するための官能基を有する液状の水溶性有機反応剤であり、次の規格を満たすものとする。
○主成分 下記の（ア）～（イ）のいずれか1種類の物質を主成分とする。
（ア）ピペラジンジチオカルバミン酸系化合物
(有効成分 35% (w/w) 以上、粘度 30mPa・s 以下 (25°C))
（イ）その他上記以外の物質にあっては、事前に本組合が実施する実機試験等でその効果が確認されているもの。
- 4 納品場所 那覇・南風原クリーンセンター（南風原町字新川地内）
- 5 納品方法 発注者の指定した日に指定した量をタンクローリー車にて搬入し、指定したタンクへ補充すること。また、あわせて薬品性状証明書、成分表または検査成績書を提出すること。
なお、成分表または検査成績書は、3の「規格品質」を満たす旨のものとすること。
- 6 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 7 契約方法 1キログラムあたりの単価契約
- 8 請求及び報告書 各月ごとに納品書、補充報告書、請求書を翌月10日までに提出すること。
- 9 請求額の計算 下記の計算式で算出した(1)と(2)を加算した額とする。
(1) 当該月の納品量の計×契約単価 【円未満切捨て】
(2) 上記(1)×消費税 【円未満切捨て】
※消費税率は、納品日における税率とする
- 10 購入予定量 150,000 kg／年
(注:過年度購入実績に基づく推定量であり購入の義務を負う量ではない。)
- 11 その他
- (1) 受注者は車輌、機械等を操作・移動する場合は安全確認を十分に行うこと。
作業中において事故があった場合、必要な措置を講ずると共に、事故発生原因及びその経過内容について速やかに発注者に報告すること。
 - (2) 受注者は納品に際し、那覇・南風原クリーンセンターの機器等に損害を与えた場合、その補償をするものとする。
 - (3) 契約後、発注者が隨時実施する「適正添加率調査」及び「薬剤成分分析調査」に、資料提出等を含め協力すること。
 - (4) 受注者は初回納品前までに薬剤貯槽に残留する既使用薬剤と混合した場合において結晶の析出・沈殿物の生成・異臭・発熱・凝固・分解等の発生がないことを確認するため事前に混合試験を実施すること。混合試験の結果、結晶の析出等の発生が確認された場合、受注者が薬剤

貯槽及び配管等の洗浄を行うこと。

- (5) 当該薬剤は、薬剤貯槽、注入配管等、既存薬剤設備の使用において支障のない性状、性能を有し、新たに保温設備、希釈設備等の増設を必要としないものであること。
- (6) 当該薬剤の添加率 7 %以下において、処理後の反応生成物が溶出基準（昭和 48 年環境庁告示第 13 号で定める溶出試験方法（以下、環告 13 号試験）で得られる溶出液の判定基準：金属等を含む産業廃棄物に係わる判定基準を定める總理府令）を満足すること。
- (7) 受注者は（6）の確認のため性能試験（溶出試験、含有量試験等）の実施と結果の提出を求められた場合は、環告 13 号試験に準拠した試験方法で確認試験を実施し、その分析結果（第三者計量証添付）を報告すること。
- (8) 当該薬剤自体及び当該薬剤の使用段階において、那覇・南風原クリーンセンターの換気設備の作動条件化で、作業環境評価基準（昭和 63 年 9 月 1 日労働省告示第 79 号）、及び「作業環境評価基準の一部を改正する件」（平成 21 年度厚生労働省告示第 195 号）に規定のある物質については作業環境への影響が管理濃度以下であること。また、アンモニア、その他の作業環境評価基準上の規定は無いが、当該製品の分解や当該製品への原料の持込による発生が予想される悪臭物質については、作業環境への影響が日本産業衛生学会の定める許容濃度以下とすること。
- (9) 当該薬剤自体及び当該薬剤の使用段階において、結晶の析出・沈殿物の生成・異臭・発熱・凝固・分解等がないものであること。結晶の析出等の事故が発生した際には、受注者が処理すること。また、結晶の析出・沈殿物の生成・異臭・発熱・凝固・分解等が発生した場合、発生した結晶等の成分の分析や既使用薬剤との混合試験等、原因の究明に必要な試験の実施と結果の提出を指示することがある。
- (10) 受注者は初回納入までに納入品のサンプル（約 200ml）を提出すること。また当該薬剤の取扱いに係る注意事項、安全性に係る確認結果等を記載した MSDS（製品安全データシート）、薬品性状証明書及び IR チャートを提出すること。
- (11) 受注者は、納入前後にかかわらず、納入薬剤に関する安全性、有効性、危険性に関する新たな情報、知見が判明した場合は、直ちに関係資料を提出すること。
- (12) 5 の「納品方法」および 11 の「その他」（1）～（11）において試験等に要した費用については、受注者の負担とする。
- (13) 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者的権利の対象となっている材料、製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うこと。
- (14) 本仕様書に記載なき事項については、発注者と協議の上で決定すること。
- (15) 参考値として、処理対象灰に含有される主な重金属類の組成を示す。

試料名 飛灰（原灰）

採取場所 飛灰振分コンベヤ

採取日 2025 年 12 月 11 日

重金属類	分析結果（単位 mg/kg 乾物中）
鉛 (Pb)	833
銅 (Cu)	1100
亜鉛 (Zn)	8100